

千葉県糖尿病性腎症重症化予防対策推進検討会設置要綱

(目的と設置)

第1条 千葉県における糖尿病性腎症重症化予防対策の推進及び関係機関の連携体制について検討することを目的とし、千葉県糖尿病性腎症重症化予防対策推進検討会（以下「検討会」という）を設置する。

なお、この検討会は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関の性質を有しない。

(実施内容)

第2条 検討会は、前条の目的を達成するために次の事項を協議する。

- (1) 県内の取組状況を共有し、課題や対応等を検討すること。
- (2) 千葉県糖尿病性腎症重症化予防プログラムの策定に関すること。
- (3) その他、千葉県糖尿病性腎症重症化予防対策推進の効果的な実施に関すること。

(構成)

第3条 検討会は、次の区分から委員を選出して構成する。

- (1) 公益社団法人千葉県医師会
- (2) 一般社団法人千葉県糖尿病対策推進会議
- (3) 一般社団法人千葉県歯科医師会
- (4) 一般社団法人千葉県薬剤師会
- (5) 公益社団法人千葉県看護協会
- (6) 公益社団法人千葉県栄養士会
- (7) 千葉県保健所長会
- (8) 国民健康保険の保険者たる市町村
- (9) 千葉県後期高齢者医療広域連合
- (10) 千葉県国民健康保険団体連合会
- (11) 健康保険組合連合会千葉連合会
- (12) 全国健康保険協会千葉支部
- (13) 学識経験者
- (14) 患者会

2 検討会は、必要に応じてその他糖尿病性腎症重症化予防対策の検討のために必要と認められる者の参画及び助言を求めることができる。

(会長及び副会長)

第4条 検討会には会長及び副会長を置くこととし、会長は委員の互選によって選出し、副会長は会長が指名する。

2 会長は会務を総理し、検討会を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、必要に応じて県が招集し、議長は会長が務めるものとする。

2 県は、必要に応じ関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(事務局)

第6条 検討会の庶務は、千葉県健康福祉部健康づくり支援課において行う。

(その他)

第7条 その他事業の実施について必要な事項は、県が別に定めるものとする。

(要綱の失効)

第8条 この要綱は、平成32年3月31日をもって失効する。

附則

この要綱は、平成29年6月20日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年1月10日から施行する。